

一宮川流域治水協議会 茂原市部会 規約

(設置)

第1条 「一宮川流域治水協議会 茂原市部会」(以下「部会」)を設置する。

(目的)

第2条 本部会は、令和元年10月25日の大雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一宮川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を令和11年度末迄に計画的に推進するため、茂原市における具体的な対策に関する協議・情報共有を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる組織の者をもって構成する。

2 部会には会長を置き、会長は茂原市都市建設部長の職にある委員をもって充てる。

3 事務局は、茂原市都市建設部土木建設課に置き、部会の庶務を行う。

4 行政構成員(県)は、部局横断で連携して部会の運営、進行の支援を行う。

(会議)

第4条 部会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の代理出席を妨げない。

3 部会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

5 会長に事故あるときは、その職務を委員の中から会長が指名する者が代理する。

(部会の実施事項)

第5条 部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 「一宮川流域治水プロジェクト」に基づく、茂原市における具体的な流域治水及び実現にあたっての条件の検討

(2) 第1号に掲げる対策の実施状況のフォローアップ

(3) 「一宮川流域茂原市街地安心プラン」推進のために必要な協議及び連携

(4) その他流域治水に関して必要な事項

(分科会の設置及び運営)

第6条 前条の実施事項を推進するにあたり、必要に応じて部会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会の運営等については、所掌する部署が行うものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

附則

この規約は、令和3年3月23日から施行する。

別表

部会構成員

組織名	所属	委員	備考
関係自治会	茂原地区自治会長連合会	代表	代表1名
	五郷地区自治会長連合会	代表	代表1名
	鶴枝地区自治会長連合会	代表	代表1名
	高師地区自治会長連合会	代表	代表1名
	豊田地区自治会長連合会	代表	代表1名
	二宮地区自治会長連合会	代表	代表1名
	東郷地区自治会長連合会	代表	代表1名
	新治地区自治会長連合会	代表	代表1名
農業団体	茂原市土地改良事業推進協議会	会長	
	両総土地改良区長生支所	支所長	
	多面的機能活動組織	代表者	
	茂原市農業委員会	会長	
千葉県県土整備部	河川整備課	一宮川流域浸水対策班長	
千葉県長生土木事務所	調整課	課長	
	河川改良課	課長	
千葉県一宮川改修事務所	復興第一課	課長	
	復興第二課	課長	
千葉県長生農業事務所	指導管理課	課長	
茂原市	都市建設部	部長	
	土木建設課	課長	
	土木管理課	課長	
	都市計画課	課長	
	建築課	課長	
	下水道課	課長	
	総務部防災対策課	課長	
	経済環境部農政課	課長	
以下、オブザーバー（必要に応じて出席）			
千葉県県土整備部	河川環境課	企画班長	
同上	都市整備局	都市計画課	企画調整班長
		建築指導課	企画班長
		下水道課	公共下水道班長
以下、アドバイザー（必要に応じて出席）			
	東京大学生産技術研究所	加藤 孝明 教授	

※関係自治会の構成員に変更が生じた場合は、事務局（茂原市土木建設課）に報告するものとする。